本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三五四号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第一〇号）附則ただし書に規定する規定を令和三年一月一日から施行することとした。

◇畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三五五号）（農林水産省）

1　輸入に係る指定乳製品等の独立行政法人農畜産業振興機構への売渡しを要しない場合として、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英包括的経済連携協定」という。）の規定により関税の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入する場合を追加することとした。（第一〇条第三号関係）

2　この政令は、日英包括的経済連携協定の効力発生の日から施行するものとすることとした。

◇水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（政令第三五六号）（環境省）

1　旅館業のうち住宅宿泊事業に該当するものの用に供するちゅう房施設等について、水質汚濁防止法第二条第二項の政令で定める特定施設から除くこととした。（別表第一関係）

2　罰則に関する経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

政　令

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百五十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第十号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和三年一月一日とする。

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　菅　義偉

畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百五十五号

畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十八条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「(ll)又は」を「(ll)、」に改め、「(aa)」の下に「又は包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定第二章附属書二―A第三編第A節1(a)、(g)、(h)、(kk)若しくは(ll)」を加える。

附　則

この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生の日から施行する。

農林水産大臣　野上浩太郎
内閣総理大臣　菅　義偉